

地域包括ケアシステム推進に向けた日常生活圏域の再編

日常生活圏域について

○ 日常生活圏域の基本的な考え方

日常生活圏域 …… 高齢者が地域で継続して生活できるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域

- ・各市町村の高齢化のピーク時までには目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、例えば中学校区単位等、**地域の実情に応じた日常生活圏域を定めることとされている。**
- ・日常生活圏域は地域包括ケアシステムの基礎となる区域であり、国においては概ね30分以内に必要なサービスが提供される範囲としている。
また、**地域包括支援センターの設置区域（包括圏域）との整合性にも配慮するもの**とされている。

○ 大阪市における日常生活圏域

第3期計画～
(H18～)



各種サービス提供上の基本かつ地域包括支援センターの設置単位（※）である行政区単位（24圏域）

（※H21以降、高齢者人口が多い区等から段階的に増設し、H25年に66か所）

H29

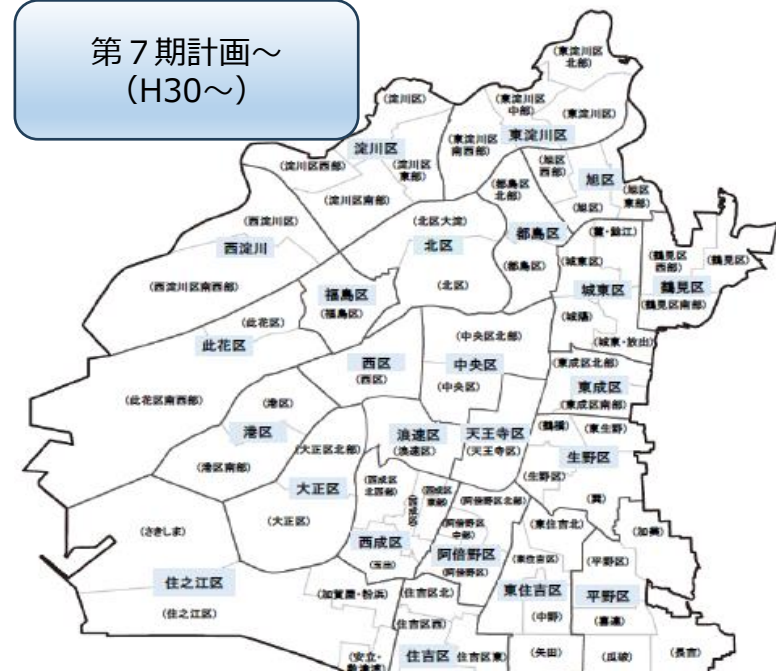
※H29.10月の高齢者福祉
専門分科会にて審議・承認

圏域の見直し

地域課題を解決するには
行政区単位では
広範囲であるため圏域を見直し

- ・高齢者人口の増加
- ・複雑化した課題を抱える高齢者への支援
- ・多様化するニーズ
- ・社会資源の改善や新たな開発
など、地域の実情に応じた取組みがますます必要。

第7期計画～
(H30～)



包括圏域（66圏域）
高齢者人口概ね1万人に1か所

日常生活圏域の再編について（案）

○ 高齢者人口推移（推計）

	第9期			第10期			第11期	第12期	第14期	第16期	第17期
	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 17	R 22	R 27	R 32
高齢者人口	674,706	671,621	673,134	674,468	676,162	677,676	679,190	708,003	754,513	770,972	771,283

- ・ 高齢者人口は、令和8年度より再び増加に転じ、令和17年度には70万人を超過、また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度には75万人に達すると見込まれ、以降も継続して増加することが見込まれている。
- ・ 本市の日常生活圏域は、平成30年度以降、包括圏域（高齢者人口概ね1万人に1か所）としているが、現在、**1万5千人を超過している圏域が複数あり、今後も1万5千人を超過する圏域の増加が見込まれ、圏域ごとで格差が広がっていくこととなる。**

圏域ごとの格差縮小を図るため、圏域の再編が必要。

○ 圏域再編方針

再編方針案

○ 次の①または②に該当する場合は、該当区圏域の再編（圏域割調整・分割・集約化）の必要性等について検証を行い、地域性を考慮したうえで、**高齢者人口概ね1万人に1か所（包括圏域）となるよう、令和9年度（第10期計画）以降、圏域の再編を実施する。**

- ① 高齢者人口が「**1万5千人程度**」を超過する圏域であり、**今後も人口の増加傾向**が見込まれる場合
- ② 高齢者人口が「**5千人程度**」を下回り、**今後も減少傾向**が見込まれる場合

- ・ 圏域が複数ある区においては、将来の高齢者人口の推移も考慮したうえで、**区内圏域割調整を優先のうえ検討する。**
- ・ 地域包括ケアシステムの構築には、**民生委員・児童委員や町会など地域住民の協力が不可欠であることから、日常生活圏域の再編等を行うにあたっては、町会や学校区などの区割りを考慮のうえ設定する。**
- ・ 担当する地域包括支援センターの変更など、日常生活圏域を単位として実施される事業に影響を及ぼすことから、**市民や介護サービス事業所等に混乱をきたさないよう、現行の圏域割を可能な範囲で活かしたうえで再編する。**